

富山市行政改革大綱

平成 17 年 12 月 20 日

平成 24 年 3 月 1 日（改訂）

富山市行政改革推進本部

目 次

第 1	行政改革大綱見直しの趣旨	1
第 2	行政改革の基本目標	2
第 3	行政改革の推進項目	
1	簡素で効率的な行政運営	2
2	健全な財政運営の確保	3
3	時代に対応した行政サービスの提供	5
4	人事管理及び給与の適正化	7
5	職員の意識改革と組織の活性化	7
6	行政の公正の確保と透明性の向上	9
7	市民との協働の推進	10
第 4	改革の進め方	11

第1 行政改革大綱見直しの趣旨

本市においては、平成17年12月に行政改革推進の基本方針となる「富山市行政改革大綱」を策定し、また、平成18年2月に平成18年度から平成22年度までの行政改革の具体的な取り組みを示した「富山市行政改革実施計画」を策定し、積極的に行政改革の推進を図ってきたところであります。

その後、今日まで、事務事業の見直し、定員及び給与の適正化等を進めるとともに、民間委託、民営化、指定管理者制度など民間活力活用手法の積極的な導入を図りながら、行政サービスの一層の効率化と質の向上に努めてきたところであり、一定の成果を得たものと考えております。

しかし、本市を取り巻く環境は、景気の後退等に伴う市税の減収や少子高齢化による扶助費の増加など、これまで以上に厳しい状況であり、財政の健全性を堅持しつつも、総合計画に位置づけた事業の着実な推進や喫緊の課題に対して、予算の重点的、効率的な配分を行うためには、今後、更なる行政改革の推進を図らなければならないと考えております。

そこで、本市においては、平成22年度に計画期間が満了する富山市行政改革実施計画に代わる新たな実施計画(平成23年度から平成27年度まで)を策定するに当たり、基本的にはこれまでの考え方を踏襲しつつ、これまでの取り組みによる成果や本市を取り巻く状況を踏まえ、行政改革大綱の必要な改訂を行うこととしたものであります。

もとより、行政改革は不断に取り組むべき最重要課題であり、今後とも引き続き、市政の改革に向け、職員が一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

第2 行政改革の基本目標

- 1 簡素で効率的な行政運営
- 2 健全な財政運営の確保
- 3 時代に対応した行政サービスの提供
- 4 人事管理及び給与の適正化
- 5 職員の意識改革と組織の活性化
- 6 行政の公正の確保と透明性の向上
- 7 市民との協働の推進

第3 行政改革の推進項目

1 簡素で効率的な行政運営

(1) 事務事業の再編・整理合理化

行政が担うべき役割と責任を十分に見極め、限られた財源の効率的な配分に努めることにより、全体として市民負担の増加を回避しながら、新たな行政需要に対応する。

- ① 真に必要な人に、必要なサービスを提供する観点から、市民サービスを再構築する。
- ② 市民の行政サービスに対する満足度の観点から事務事業を見直す。
- ③ 市民と行政の役割分担の観点から事業の整理を図る。
- ④ 費用対効果の観点から事務事業を見直す。
- ⑤ 補助金等については、行政の責任分野、経費負担のあり方、その効果などを精査し、整理合理化を図る。
- ⑥ 市民サービスの提供や事務事業の実施にあたっては、総合的かつ効果的に展開できるように、国・県など関係機関との連携を図る。
- ⑦ 本市の特色を生かした事業の選択と重点化を図る。
- ⑧ 市民サービスの向上や事務の効率化などの観点から、県の事務で市が処理することにより、さらに効果的となる事務について、県と協議の上、権限移譲に取り組む。

(2) 民間委託の推進

市民に対し、引き続き安定的で質の高いサービスを提供できるよう、民間委託基準に従い、行政運営の効率化やサービスの向上につながるものは、

民間委託について、積極的に検討するとともに、可能なものについては、市の適正な管理監督のもとに順次、実施する。

委託の実施にあたっては、個人情報保護や守秘義務の確保に十分留意するとともに、委託した事務・事業について、行政としての責任を果たし得るよう、適宜、評価・管理を行い、その概要について公表するものとする。

また、民間委託を行うにあたっては、包括的民間委託や、性能発注など、民間のノウハウの多様な活用方法も検討しながら、より効率的で質の高い公共サービスの提供を目指すこととする。

(3) 民営化の推進

民間と競合する事業など、事業活動を民間に移行しても、サービス水準が確保されるとともに、より効率的なサービスの提供が可能であると判断されるものについては民営化の検討を行うこととし、積極的に民営化を推進する。

(4) 指定管理者制度の活用

新規の施設については、必ず指定管理者制度の導入を検討することとし、既存の施設についても、積極的に指定管理者制度の導入の可能性を検討するものとする。

また、導入する場合には、原則として公募により指定管理候補者を選定することとする。

(5) 新たな民間活用手法の推進

社会資本の整備・運営において、相当規模の建設費、維持管理費が想定される事業については、原則として、P F Iを含めた公民連携による事業実施についても検討することとする。

また、民間の視点から民間委託などが可能な業務を検討する制度の整備を検討することとする。

2 健全な財政運営の確保

(1) 計画的な財政運営と行政評価の活用

① 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率や財政健全化計画における目標値などにより、多角的に財政状況を把握し、健全な財政運営に努める。

- ② 施策評価・事務事業評価等の行政評価に基づき、各事務事業のコストを把握するとともに、事業の必要性や費用対効果、目的と手段の有効性等について検証し、行政が担うべき施策の合理的な選択と、限られた財源の効率的な配分に努め、都市基盤の整備、地域経済の発展などに取り組む。

また、企業会計の手法を活用した財務諸表による発生主義の考え方に基づく活用方法について検討を行う。

(2) 歳入及び歳出の見直しによる健全財政堅持

- ① 歳入については、これまで以上に市税の課税対象の的確な把握や収納率の向上に努めるとともに、私債権を含む総合的な債権管理を図ることにより、市民負担の公平性や自主財源の確保を図る。

また、使用料、手数料、負担金等については、サービスの提供に係るコストを明確化し、サービスを利用する人と利用しない人の負担の公平性を図る観点から受益者負担のあり方を検討する。

- ② 歳出については、以下の点を中心に見直しを図る。

ア 一般行政経費については、不断の見直しを行う。

イ 財政の硬直化を防止するために、人件費や公債費などの義務的経費の抑制に努める。

ウ 公営企業等の経営健全化を図り、繰出金の抑制に努める。

(3) 公共事業等の見直し

- ① 公共事業の見直し

事業の優先順位等を精査し、各種事業計画等を見直しを行うなど総事業費の抑制に努める。

- ② 公共工事のコスト縮減等

各種計画の見直し等により実施事業を精査、選択した上で、実施する事業については、これまでのコスト縮減に加え、時間的コスト、ライフサイクルコスト、社会的コストなどの低減を図る。

- ③ 入札・契約方式の改善

電子入札方式の推進を図るほか、総合評価一般競争入札、VE提案など価格以外の要素も含めた方式の導入を検討する。

(4) 公共施設の設置と管理運営

- ① 公共施設については、需要の多い利用目的への転用や施設の改修など、

できる限り既存施設の有効な活用を図る。

また、遊休状態にある土地や建物などの売却や公有財産の有効な活用に努める。

- ② 公共施設の新設や建替えに際しては、施設の機能、運営方法、利用見込み、維持管理経費などを多角的に調査し、地域の特性を持った施設の整備を検討するとともに、施設の利便性向上、用地の有効活用、管理運営の効率化などを考慮し、施設の複合化を検討する。

また、国において、宿泊施設・保養施設など、民間と競合する施設の新設及び増築が禁止された趣旨に鑑み、市においても、原則として民間と競合する施設については、新設及び増築を行わないこととする。

- ③ 公共施設の整備や管理の手法として、PFI、指定管理者制度の導入などについて検討し、積極的に民間活力の導入に努めるほか、必ずしも市の所有にこだわらず、施設の借上げなどについても検討する。
- ④ 既存の公共施設については、サービスのあり方や市民の利便性の確保、現在のサービス需要や管理コスト等を総合的に勘案のうえ、存続の必要性について検討する。
- ⑤ 今後、公共施設の老朽化が進むなか、限られた予算で公共施設の長寿命化を図るため、維持補修や改修などの保全及び計画的な更新を適切に進めることとする。

(5) 公営企業の経営健全化

公営企業は、住民生活に身近な社会資本の整備、必要なサービスを提供する役割を果たしているが、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進するため、経営の総点検を行うとともに、さらなる経営改革を推進するものとする。

(地方財政法施行令第37条に規定されている公営企業)

水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、簡易水道事業、港湾整備事業、病院事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業、公共下水道事業

3 時代に対応した行政サービスの提供

(1) 成果重視の行政経営

成果を重視し、効果的かつ効率的な行政経営を行うため、「行政活動を評

価して、その結果を意思決定に反映させるしくみ」である行政評価の拡充を図るとともに、引き続き、予算編成や総合計画等各種計画、人事管理制度との連携等その趣旨を生かした運用に努める。

(2) 時代に応じたサービスの再構築

市税、公共料金の納付窓口の拡大（コンビニ等）やカード払いについて、引き続き推進、検討する。

(3) 市民の視点に立ったサービスの検討

窓口のワンストップサービス等、市民負担の軽減について検討するとともに、窓口アンケート等の意見を踏まえ、更に迅速・丁寧な窓口を目指すなど、市民サービスの向上を図る。

(4) 手続きの簡略化などによる市民負担の軽減

- ① 条例・規則で定める各種の資格要件や審査基準について、その目的との整合性などの観点から見直し、より合理的で適正なものとする。
- ② 記載項目の見直しなど申請事務手続きの簡素化や事務処理期間の短縮により市民負担の軽減を図る。

(5) 電子市役所への取り組み推進

① ICTを活用した市民サービスの向上

市民がいつでもどこでも、行政サービスを受けることができるよう、電子申請などについて研究を進める。また、電子入札、電子調達など、企業などとの接点の電子化により、市内の社会・経済活動の活性化と市民や企業などの利便性向上を目指す。

② 標準化・共有化等による内部業務の電子化

情報セキュリティに十分留意しながら、ICTの活用やこれに併せた業務や制度の見直しにより、行政事務の効率化、高度化、簡素化を実施する。

③ 市民との情報共有化

ホームページなどを通じ、施策に関する多くの情報を提供するとともに、ユニバーサルデザインに基づく、アクセスしやすいホームページの運用に努める。

また、中山間地域においても市街地と同じようにICTの便益を享受できるよう情報通信の均一化に努める。

(6) 環境にやさしい行政運営の推進

地球温暖化、酸性雨などの問題に対し、市民と行政が役割分担しながら環境への負荷の低減を図るため、富山市環境基本計画、富山市地球温暖化防止実行計画等に基づき、環境との共生に向けた取り組みを推進する。

4 人事管理及び給与の適正化

(1) 人事管理及び定員の適正化

社会経済情勢の変化などを踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を見直しながら、定員適正化計画の策定を行うとともに、人材育成と連携した適正な人事管理に努める。

また、定員管理の適正化を計画的に推進する観点から、定員適正化計画の中で数値目標を掲げ、これを公表し、着実に実行する。

(2) 手当の総点検をはじめとする給与の適正化

給与などの勤務条件については、国や他の地方公共団体などとの均衡を考慮しながら、引き続きその適正な運用に努める。

(3) 定員・給与等の状況の公表

市職員の定員、給与等について、住民の理解が得られるよう、他団体との比較や指標を用いて、わかりやすい公表に努める。

(4) 多様な雇用形態の活用

一時的な行政需要の増大に対応する場合や、一定期間特殊な専門的知識を要する場合に採用可能となる任期付職員、さらには、定年退職者等の再任用・再雇用職員の活用について検討する。

(5) 公正かつ客観的な人事評価システムの構築

職員参加による明確な目標設定や効果的な事務事業の進行管理を進めるとともに、能力・実績を重視した人事評価システムを確立し、その結果を任用や給与などに積極的に活用することを検討する。

5 職員の意識改革と組織の活性化

(1) 職員の意識改革と人材育成の推進

① 人材育成に関する基本方針の策定

人事管理、職場風土や仕事のプロセス改善等総合的な人材育成を推進するため、その基本方針を策定し、職員の意識改革を進めるとともに、効果的な人材育成に努める。

② 職員研修の拡充

職員研修所や各部局、各総合行政センターに配置した人材育成担当を中心とした全庁的な人材育成体制のもと、公務員倫理研修や職場における実務研修を行うとともに、高度で専門的な研修を実施する研修所等への派遣研修などを拡充し、自己啓発等と併せ、政策形成能力や法務能力などの向上を図る。

(2) 政策目的に対応したスリムな組織

社会経済情勢の変化や新たな行政課題に対応するため、絶えず組織体制の見直しを図る。この場合において、わかりやすい、市民の視点からの見直しを基本とし、次の点に留意する。

① 政策、施策、事務事業のまとまりや地域に対応した、簡素で効率的な組織の整備

② 地方分権の進展に伴い、自主的・主体的に施策を決定し、総合的な行政サービスが展開できる組織の整備

③ 県条例による事務処理の特例など地方分権に対応した組織の整備

(3) 組織内分権

必要とするコストや資源の配分を意識して、効果的・効率的な政策運営を行えるよう、各部局への予算編成、人事配置などに関する一定の権限の付与について検討する。

また、本庁と総合行政センター等における権限のあり方についても検討する。

(4) 外郭団体等の組織・経営の見直し

市が主体となって設立した財団法人等について、指定管理者制度導入に伴う管理施設の状況も踏まえ、経営、組織の見直しを行うとともに、統廃合、民間譲渡、完全民営化等も念頭において検討を進める。

また、公益法人制度改革への対応に併せ、外郭団体のあり方についての

検討を行うこととする。

6 行政の公正の確保と透明性の向上

(1) 市政に関する情報の積極的な提供

協働を進める前提として、市民との情報の共有による信頼関係の構築を図るため、個人情報の取扱いにも留意しつつ、パブリックコメントなど、行政の意思決定過程における情報を市民に積極的に公表するとともに、政策の結果や成果、さらには、課題等についての検証結果についても、できる限り情報提供に努めるものとする。

また、個々の行政活動について、受益と負担の関係を明示するなど、市民のコンセンサスを得るため、必要な情報提供を行う。

(2) コンプライアンスの推進

犯罪行為やその他法令違反行為が生じ、または生じようとしている場合、公益通報者保護法に規定する通報窓口の一つとして、法の趣旨に沿った適切な対応を行うことにより公正な行政を担保する。

また、庁内においても、業務に関する通報窓口を設置することにより、市内部における法令遵守の推進を図る。

(3) 審議会等会議の公開

審議会等の会議について、非公開情報を取り扱う場合を除き、公開で行う。また、会議の開催予定については、市ホームページで情報提供を行うとともに、会議結果等についても情報提供を行う。

(4) 行政苦情オンブズマン制度の活用

市政に関する苦情などについて、公正・中立的な立場から調査を行い、その結果を本人に通知するとともに、必要な場合は、勧告、意見表明を行う行政苦情オンブズマン制度の活用を図る。

(5) 監査機能の充実

執行機関に対し、監査委員、外部監査人がその役割を果たし、地方自治体の事務処理の適法性・有効性・妥当性が確保されるよう、制度運用の充実を図る。

7 市民との協働の推進

(1) 市民参加による市政の推進

市民（住民、NPO、企業、公共的団体等）と行政が相互に連携し、公共的な課題に取り組んでいくという認識に基づき、自主的な市民自身の創意によるまちづくりを推進する。

① 計画段階、執行段階、評価段階における市民参加

総合計画、公共的施設の管理、各種サービスの提供などについて、計画段階から市民が参画することにより、市民と行政の一層の連携に努める。

また、地域の担い手として能力と意欲を有する市民や団体の参画を推進するとともに、現在、市が主体となって実施している行政サービスについて市民や団体からの提案に基づく協働事業の実施を検討し、地域の実情にあった的確なサービスを提供する。

さらに、市民参加による、行政サービスの実績評価や改善方策の検討を行う。

② 各種審議会等への市民参加

市の附属機関として、市からの諮問に応じた答申や提言等を行う審議会等について、市民からの公募委員の積極的な登用を行う。

(2) 市民活動の支援による協働の推進

① 市民のボランティア活動を活性化するため、各種ボランティアへの情報提供やボランティアグループのネットワーク化への支援、ボランティア団体等の法人化などを推進する。

また、職員のボランティア意識の高揚を図るとともに、職員がボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努める。

② 非営利かつ有償で行う方法、会員制で互助的に行う方法など、各種ボランティア活動のあり方について検討する。

③ 市民の公共的な活動への参加を推進するため、地域における自主防災組織、自主防犯組織等公共的活動を志向する市民や地域の団体の育成や連携に努めるとともに、地域と行政の役割分担について検討する。

④ 市民との協働を推進する基礎となる基本的な市政情報提供機能、支援機能やサポート機能の充実を図るため、その拠点となる地区センターのあり方、市政情報コーナーの機能拡充等について研究する。

第4 改革の進め方

1 行政改革実施計画の作成

この大綱に基づく行政改革の取り組みを着実に推進するため、具体的な取り組みを明らかにした「行政改革実施計画」を策定する。

2 推進体制

行政改革の推進にあたっては、行政改革推進本部と行政改革推進委員会がそれぞれの役割を果たしながら、推進を図っていくものとする。

(1) 行政改革推進本部

行政改革推進の基本方針となる行政改革大綱及び実施計画を決定するとともに、各年度における行政改革の進捗管理を行う。

(2) 行政改革推進委員会

行政改革推進の基本方針となる行政改革大綱及び実施計画を策定する上で、参考となる意見を述べることや具体的な提言を行う。